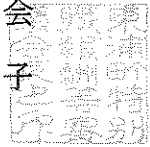


2026年1月21日

東浦町長 日 高 輝 夫 様

東浦町特別職報酬等審議会

会 長 米 村 佳 代 子



東浦町特別職の報酬等について（答申）

2025年11月4日付け7東人諮問第2483号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会においては、2回にわたり会議を開催し、県内他市町の特別職の報酬等の状況、年収での比較、活動状況、議員定数、本町の財政状況、人事院勧告等について分析をし、多角的な視点から審議を行った。

町長、副町長及び教育長の給料の額について、人口、財政規模等が類似している近隣市町と比較しても概ね同程度の水準にある。一般職の給料の額を引き上げる人事院勧告があったこと、近年の物価高の影響を考慮し、引き上げが望ましいとの意見もあったが、昨年度の改定において金額面で大きく引き上げていること及び本町の厳しい財政状況を鑑み、本審議会の判断としては、据え置きとすることが望ましいとの結論に至った。

議会議員の報酬の額について、昨年度改定を行っているが、人口、財政規模等が類似している近隣市町との比較において、依然としてやや低い水準にある。また、本町議会は、若い世代の立候補者が少なく、議会議員の高齢化が進んでいる。さらに、全国的には、議員のなり手不足という議員の立候補者数の減少が課題となっている。

住民の政治参加意識の低下、多様な意見の欠如、議会の硬直化等を防ぐためにも、選挙において無投票となることは避けなければならない、

若い世代や女性の意見を取り入れ、活発な議会運営を目指し、魅力あるまちづくりをしていくために報酬額を引き上げるべきという意見が多くあった。一方で、議員の活動状況が町民から見えづらいため、現状で報酬額を引き上げることは、物価高に苦しむ町民の理解を得られないという意見も挙がった。しかし、若い世代や女性などの幅広い層が政治参画という新たな挑戦ができるよう、立候補を後押ししていくためには、少なくとも人事院勧告の平均改定率である3.3%程度引き上げとすることが望ましいとの結論に至った。

次に、町長、副町長及び教育長の退職手当の支給水準について、人口、財政規模等が類似している市町との比較では、おおむね同水準にあり、また、愛知県退職手当組合の支給水準と同じであることから、その水準は妥当であると言える。

以上を踏まえて、特別職の報酬等及び退職手当の支給水準については、次のとおりとすることが適当であると判断する。

1 報酬等の額

町 長	月額 900,000円 (据え置き)
副町長	月額 720,000円 (据え置き)
教育長	月額 675,000円 (据え置き)
議 長	月額 405,000円 (12,000円引上げ、改定率3.1%)
副議長	月額 324,000円 (13,000円引上げ、改定率4.2%)
常任委員長	月額 303,000円 (13,000円引上げ、改定率4.5%)
議会運営委員長	月額 303,000円 (13,000円引上げ、改定率4.5%)
議会広報特別委員長	月額 303,000円 (13,000円引上げ、改定率4.5%)

議 員

月額 293,000円

(13,000円引上げ、改定率4.7%)

2 退職手当の支給水準

町 長 月率 39.2/100 (据え置き)

副町長 月率 23.5/100 (据え置き)

教育長 月率 19.1/100 (据え置き)

3 改定時期

2026年4月1日

4 付帯意見

先に挙げたとおり、議員活動の状況は町民からは見えにくいといった意見も多く出ている。今回の報酬額の引き上げは、制定予定とされる議会基本条例に基づく、より開かれた議会とするための活動に期待するものである。議員定数の削減を含め、社会情勢に適した活動状況の発信を議会自ら見つめ直し、議員活動をわかりやすく、より多くの町民に届け、町民からの理解を得られるような議会となることを強く望む。

(審議会開催)

第1回 2025年11月4日(火)

第2回 2025年12月8日(月)